

2011年6月9日
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

国民健康保険の資格の取得及び喪失並びに給付に関することに
係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供するこ
とに伴う本人通知の省略について（答申）

2011年5月30日付けで諮問（第476号）された国民健康保険の資格の取
得及び喪失並びに給付に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目
的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 目的外提供に対する実施機関の考え

ア 照会の根拠

本件の保険年金課で保有する国民健康保険被保険者情報に係る照会は、神
奈川県港北警察署司法警察員によるもので、刑事訴訟法第197条第2項の
規定に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項では、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」と規定しており、その照会に応じなければならない拘束力はない。そこで、本件照会について、その詳細と照会の具体的な必要性を港北警察署に問い合わせたところ、「ある人物A氏が、虚偽の住民異動届出を何度も出されてしまう事件があり、この事件では「私文書偽造、電磁的公正証書原本不実記載」の容疑で逮捕者が出ている。その虚偽の住民異動届の中に、照会対象者が届出人となっており、照会対象者名義の国民健康保険被保険者証の写し及び委任状が添付されている届出があった。現段階では、照会対象者が逮捕した容疑者の関係者であるか、第三者であるかは不明であるが、照会対象者の捜査を行うにあたり、当該虚偽の住民異動届の届出人の身分証明書として使用された国民健康保険被保険者証の真偽及び取得の経緯を確認するために、照会対象者の国民健康保険の加入の有無、国民健康保険の被保険者資格取得届出時における届出書類、身分確認書類が必要である。また、照会対象者の国民健康保険の被保険者資格取得届出が代理人による届出であっても、逮捕した容疑者の関係者である可能性が高いため、同様の書類の写しが必要である。」とのことであった。

したがって、本件照会は、「捜査関係事項照会書」のとおり正当な請求権を有した司法警察員によって行われたものであり、刑罰法令の適正かつ迅速な対応のために必要なものであると考えられる。

イ 目的外提供の必要性

今回の照会の具体的な必要性について港北警察署に問い合わせたところ、「捜査上、国民健康保険の加入の有無、国民健康保険の被保険者資格取得届出を行ったのは本人であるのかどうか。その時の本人確認は何をもって行ったのか」を知る必要がある、とのことであり、本件において目的外に提供する個人情報（国民健康保険被保険者資格取得届出時の届出書類（転入届と同時であるため住民異動届となる。）及び身分確認書類によってしか得られないものである。

本件の照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な捜査をする上で行

われるものであり，正当な請求権を有するものによって行われたものであるから，照会そのものの正当性及び公益性は，認められるものである。

よって，本件の個人情報の目的外提供について勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断した。

ウ 目的外に提供する個人情報

届出人記載書類の写し

(ア)住民異動届の写し

(イ)身分確認書類の写し（届出人の運転免許証の写し）

(ウ)委任状の写し

エ 目的外提供の相手方

神奈川県港北警察署 司法警察員

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

個人情報を目的外提供する場合は，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし，本件の目的外提供は，捜査のために行うものであり，照会対象者が犯行に関与している可能性があるため，本人通知をした場合には，当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認したことから，本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため，当該通知を省略することとした。

(4) 提出資料

資料1 捜査関係事項照会書（写し）

資料2 住民異動届の写し

資料3 身分確認書類の写し

資料4 委任状の写し

資料5 個人情報取扱事務届出書

資料6 国民健康保険法、住民基本台帳法及び住民基本台帳法施行規則

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県港北警察署司法警察員によって行われるものである。本件の具体的必要性については、「ある人物A氏が、虚偽の住民異動届出を何度も出されてしまう事件があり、この事件では『私文書偽造、電磁的公正証書原本不実記載』の容疑で逮捕者が出ている。その虚偽の住民異動届の中に、照会対象者が届出人となっており、照会対象者名義の国民健康保険被保険者証の写し及び委任状が添付されている届出があった。現段階では、照会対象者が逮捕した容疑者の関係者であるか、第三者であるかは不明であるが、照会対象者の捜査を行うにあたり、当該虚偽の住民異動届の届出人の身分証明書として使用された国民健康保険被保険者証の真偽及び取得の経緯を確認するために、照会対象者の国民健康保険の加入の有無、国民健康保険の被保険者資格取得届出時における届出書類、身分確認書類が必要である。また、照会対象者の国民健康保険の被保険者資格取得届出が代理人による届出であっても、逮捕した容疑者の関係者である可能性が高いため、同様の書類の写しが必要である。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報とは、国民健康保険被保険者資格取得届出時の届出書類（転入届と同時であるため住民異動届となる。）及び身分確認書類によってしか得られないものであり、捜査に必要であることを確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外提供する場合は、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、本件の目的外提供は捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上